

申請書類チェック一覧表

(提出書類は☆印です)

項目	提出書類	確認事項等
低未利用土地等であることの確認	☆ 別記様式①-1	○申請のあった土地等が都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内であること ○令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間の譲渡であること
	☆ 売買契約書の写し	○当該低未利用土地等の譲渡額の合計が500万円を超えていないこと ○当該個人の配偶者及び直系血族、又は生計を一にしている親族等、当該個人と特別の関係がある者への譲渡でないこと
	☆ 次のいずれかの書類	
	①市区町村等が運営する空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類	○空き地・空き家バンクの登録の際に、更地、空き家又は空き店舗であることを市区町村の担当者又は市区町村と連携する宅地建物取引業者が確認していること ○登録の際に確認を行っていない場合は、市区町村の担当者又は市区町村と連携する宅地建物取引業者が現地調査により確認すること
	②宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告	○宅地建物取引業者が、現況更地、空き家又は空き店舗の広告を出していること
	③電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（支払証明書、料金請求書、領収書、通帳の写し 等）	○電気、水道、ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること
譲渡後の利用についての確認	④その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類	○左記①～③を確認する書類を提出できない場合は、 ・別記様式①-2により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する ・2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する 等
	※申請のあった土地等が農地の場合	○農業委員会による利用状況調査の結果、農地法32条1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること、又は農業上の利用の程度が周辺地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、確認可能とする
	☆ 別記様式②-1（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合）  又は、 ☆ 別記様式②-2（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合）	○提出された様式②-1又は②-2、及び様式③について、必要事項が全て記載されていることを確認する
その他の要件の確認等	☆ 申請のあった土地等に係る登記事項証明書	○売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えることを確認する ○次の事項について登記事項証明書をもって低未利用土地等確認書に記載する ・申請のあった土地等と一筆であった土地から、その年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無 ・上記が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無